

議第64号

高山市埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定するものとする。

平成24年9月11日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

国府文化財保護センターを廃止するため改正しようとする。

高山市埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成5年高山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">高山市風土記の丘 学習センター</td> <td style="padding: 5px;">高山市赤保木町 400番地2</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>国府文化財保護センター</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>高山市国府町広瀬町1221番地10</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市風土記の丘 学習センター	高山市赤保木町 400番地2	<u>国府文化財保護センター</u>	<u>高山市国府町広瀬町1221番地10</u>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">高山市風土記の丘 学習センター</td> <td style="padding: 5px;">高山市赤保木町 400番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市風土記の丘 学習センター	高山市赤保木町 400番地2
名称	位置										
高山市風土記の丘 学習センター	高山市赤保木町 400番地2										
<u>国府文化財保護センター</u>	<u>高山市国府町広瀬町1221番地10</u>										
名称	位置										
高山市風土記の丘 学習センター	高山市赤保木町 400番地2										

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。